

加古川市国民健康保険 第3期データヘルス計画及び 加古川市国民健康保険 第4期特定健康診査等実施計画の策定について

加古川市国民健康保険データヘルス計画(以下、「計画」という。)は、国民健康保険法第82条及び日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に基づく「保健事業の実施等に関する指針」で、策定を求められている保健事業の実施計画です。

今年度、現計画の最終年度を迎えることから、引き続き効果的に保健事業を実施するための計画として、次期計画の策定作業を進めてまいります。

なお、本計画においては、保健事業の中核をなす特定健診・特定保健指導の具体的な実施方法を定めた「加古川市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」を含み、一体的に策定します。

1 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

2 計画の方向性

令和5年度の最終評価を基に、保健事業の目標や計画の見直しを行い、今後6年間の次期計画の策定を行います。

また、次期計画からは県単位での標準化を実施し、県及び市町が共通の評価指標を使用することにより、県内市町の現状と課題を可視化することができ、より効果的な保健事業の実施につなげます。

3 今後のスケジュール

令和5年	4月	県からの標準化項目・ひな形の提示
	5月～10月	第2期データヘルス計画の最終評価 健康課題及び、目的・目標・評価指標の分析・設定 (県とのヒアリング、協議、検討)
	11月	計画(素案)の作成
	12月	国民健康保険運営協議会(諮問・協議)
令和6年	1月	国民健康保険運営協議会(協議・答申)
	3月	計画の策定